

# 社団法人 町田法人会報

社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田3-4-4

町商会館内

TEL. 0427 (26) 2453  
(26) 4132

発行日 昭和60年11月8日

第16号(通刊44号)

昭和60年  
初冬号



町田恵比寿講 町をねり歩く提灯みこしく写真提供・武相新聞

題字は早川町田税務署長

目

次

着任のご挨拶(町田税務署副署長).....	2
国税庁長官表彰受彰に輝いた三橋会長.....	3
61年度税制改正について.....	4
今年も年末調整の時期となりました.....	5
署からのお知らせ	
①税制改正に伴う「別表6」の記載法.....	6
②仕入計上の機械は償却費もダメ.....	8

税を知る週間行事予定表.....	11
健康メモ・ガンについて.....	12
N・H・Kキャスター	
勝部領樹氏の講演会のご案内.....	13
町田法人会の事業計画.....	14
事務局だより.....	16
経営者大型総合保障制度のご案内.....	17



## 着任のご挨拶

町田税務署 副署長 河内 秀雄

町田法人会の会員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動により塩井副署長の後任として、大阪国税局調査部から赴任して参りました河内でございます。前任者同様のご厚誼を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会員の皆様には、常日頃から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

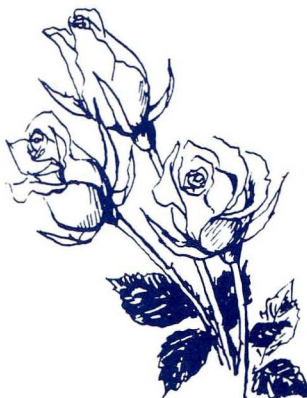
町田法人会は、昭和55年8月に社団化されて以来、組織の強化に努められ、漸新にして的確な事業活動を展開された結果、会員加入率またその活躍ぶりにおいても、東法連傘下中、屈指の法人会であると伺いました。これはひとえに、三橋会長はじめ役員のかたがたの並々な熱意と、会員の皆様方のご尽力のたまものと存じ、深く敬意を表する次第であります。

ところで、皆様もご承知のように、現在、我国では財政再建が最も重要な課題となっておりますが、税を取り巻く環境は極めて厳しい状況下にあります。国民の税に対する関心は非常に高く、税負担の公平、適正課税の実現に対する要請が一

段と強まっています。私ども税務行政に携わる者としましては、「適正、公平な税の執行」が念願でありまして、その重大な使命を果たすための精一杯の努力をいたす所存でございますが、しかし限られた職員では、自ずから限界というものがあります。関係民間団体のお力添えをいただいてこそ、はじめて実現できるものと考えております。

幸いなことに、町田法人会は、役員並びに会員の皆様方が税務に対して深いご理解を示され、活発な事業活動を通じて、納税道義の高揚・税知識の普及等を積極的に推進しておられますことは、私どもにとりまして誠に心強い限りでございます。署といたしましても、法人会の活動には惜しみなくご支援を申し上げる所存でございますので、一層のご活躍をご期待申し上げます。どうか会員の皆様方におかれましても、今後とも充実した会活動を展開され、従来にも増して税務行務行政に対するご理解とご協力を賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。

終りに町田法人会の益々のご発展と会員の皆様の事業のご繁栄を祈念いたしまして着任の挨拶といたします。







## (社)町田法人会会長三橋忠正氏が 栄誉の国税庁長官表彰を受彰!!

去る10月24日、当法人会の会長である三橋忠正氏は国税庁において昭和60年度納税表彰で栄えある国税庁長官表彰を受彰されました。これは東京国税局46法人会中わずか2名と云う誠に希少の栄誉に輝いたものです。

同氏は昭和25年町田法人会設立と同時に副会長として、当法人会の基礎を確立し、更に36年会長ならびに東法連理事に就任され、会発展と組織拡

充強化に努められ、特に55年には当会の懸案であった社団化も見事に達成されました。一方、昭和45年間税協励会設立時には副会長として会長を補佐し、関係上部団体の要職にも就任され、以来15年間同会の組織の拡大、納税思想の高揚等、税務行政の運営に多大の寄与をされました。

この度の受彰は以上の両会発展に貢献された同氏の功績を賞賛されたものです。

### 税を知る週間11/11~11/17

#### 鉄人レース

トライアスロンという競技をご存じですか。水泳三・八四km、自転車一七九・二km、マラソン四二・一九五kmを競うスポーツで、優勝者は鉄人チャンピオンと呼ばれる、まさに過酷なレースです。この過酷なレースを完走するためには、自分の苦手の種目を日々の訓練により克服することだそうです。

税金についても、「私は記帳するのが苦手で」とおっしゃる方がよく耳にしますが、自分の営業の指針にするためにも日々の記帳は大切なことです。59年度の税法改正により白色申告者にも、一定の要件に該当しますと記帳制度が義務づけられました。

わからない点はいつでもお気軽に税務署へ。税金についての苦手を克服するお手伝いを税務署はしています。

税のプロムナード

(社)町田法人会会員

(社)町田法人会会員

(社)町田法人会会員

(社)町田法人会会員

# 61年度税制改正について

税制委員長 井之上 哲 夫

61年度税制改正を要望する全国大会が去る9月27日、東京九段会館で開かれ、要望事項と決議を採択しました。当日は全国から1,200名の代表が集まり、町田法人会からも三橋会長、岩波総務委員長、森財務委員長、萩生田地区会長、川口税制委員、高屋事務局長と私の7名が参加しました。

61年度税制改正は、シャープ勧告以来の抜本的見直しとあって、各種民間団体からも改正要望事項が意見として出されていますが、94万社の会員を擁する全国法人会総連合の要望には、私たち自身の問題として捉えているという迫力と説得力があると思います。以下に決議と要望事項の要点をご紹介します。

## ●税制改正要望に関する決議

決議はその前段で、行財政を極力簡素化、効率化すること、財政を再建し対応力を回復すること、近時、歪みが目立ってきた税制を抜本的に改正すること、これらによってわが国経済の活力と国民生活安定の礎を固めることは、われわれが次の世代に対して負っている重大な責務がある、とその趣旨を謳い、続いて、政府ならびに議会が、その責務の重大さを十分に認識し、不退転の決意と強い指導力を以って課題の遂行に邁進することを強く要望する、と結んでいます。

## ●税制改正要望事項の要点

### 第1 法人税制について

法人税率を56年度以前の税率水準に戻すこと。一挙に引き下げることができない場合は、59年度に行った暫定上乘せ分(1.3%)は期限切れと同時に撤廃すること。現行の、大法人を想定した法人税法とは別に、簡易な中小法人向けの税法を制定すること。具体的には、現行の中小企業軽減税率よりも低い税率の適用、それが制定されるまでの間は軽減税率適用所得金額を1,500万円に引き上げること。資本金1億円以下の同族会社については留保金課税を撤廃し、行為計算の否認規定を廃止すること。その他、同族会社の判定基準の変更、

耐用年数の短縮等が盛り込まれています。

### 第2 所得税制について

最高税率の50%への引き下げと税率区分の縮小、給与所得控除の引き上げ、配遇者控除と扶養控除の引き上げ等が謳われています。

### 第3 相続税法について

相続税の基礎控除額を5,000万円に法定相続人1人当たり800万円を加えたものに引き上げること。贈与税も基礎控除額を200万円に引き上げること。相続税、贈与税の最高税率を60%に引き下げること。その適用金額を、相続税は10億円超に、贈与税は1億5千万円超に引き上げること。中小企業の承継税制に関して、取引相場のない株式の評価方法及び土地評価に改善措置を講ずること。

### 第4 間接税制について

この問題については慎重な取り扱いが必要である。新税導入に関しては検討材料を国民に提示し、合意を形成することが不可決である。

### 第5 地方税制について

税務行政の効率化、行政の簡素化のため、国税、地方税の賦課徴収をできるだけ一元化すること。固定資産税の税額算出の仕組みを再検討すること。市町村民税の税率区分を減らし、最高税率は道府県民税と合わせて15%に引き下げること等が盛り込まれています。

### 第6 税負担の公平確保について

医師優遇税制の撤廃、有価証券譲渡益の課税、所得は握格差の是正、地方税関係の各種非課税措置の廃止、圧縮。

### 第7 その他個別事項について

第1から第6の各税制に関して、法令、通達に分けて、具体的な要望が出されています。

以上の決議文ならびに要望事項は、大会終了後の10月9日、東京および近郊の税制委員によって、各関係省庁に陳情が行われたことも、併せてご報告申し上げます。

# ～今年も年末調整の時期となりました～

## 昭和60年分給与所得の年末調整、法定調書、給与支払 報告書の提出に関する説明会開催のお知らせ

### 記

開催月日	開催時間	所在地	対象地域等
		説明会場	
11月19日 (火)	何れの会場も  自13時30分 至16時00分  (なお受付 開始時刻は 開会30分前 です。)	町田市中町1-20-23 町田市役所 2階特別会議室	官公庁・税理士会 法人会・源泉部会
11月20日 (水)		町田市小川1521 八千代信用金庫 南町田支店会議室	金森・鶴間・小川・つくし野・ 南つくし野・南成瀬・高ヶ坂・成瀬・ 成瀬台
11月21日 (木)		町田市忠生3-14-2 忠生市民センター	相原町・小山町・木曾町・山崎町・ 忠生・根岸町・上小山田町・下小山田町・ 函師町・矢部町・常盤町・小山田桜台
11月22日 (金)		町田市大蔵町1981-4 鶴川市民センター 2階第2会議室	金井町・野津田町・小野路町・ 大蔵町・鶴川・三輪町・広袴町・ 能ヶ谷町・真光寺町
11月25日 (月)		町田市中町1-20-23 町田市役所 2階特別会議室	原町田・中町
11月27日 (水)		同上	森野・本町田・旭町・玉川学園・ 南大谷・東玉川学園

- ① 年末調整事務等に必要の関係用紙は会場受付で先に送りました請求書と引換えにお受取りください。
- ② 会場は収容人員に制限がありますので、なるべく指定の日にご出席ください。なおやむをえない場合はいづれの会場でも、さしつかえありません。
- ③ 駐車場での駐車制限がありますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

町田税務署  
町田市役所  
(社)町田法人会



# 昭和60年度税法改正に伴う「別表6(1)の付表」の記載法

**※別表1(1)記載要領**

- 18欄 (所得税額の還付金額)  
 利子配当等に係る還付金額は昭64. 3. 31以前に終了する事業年度で発生することがない。
- 43欄 (所得税額等の控除額)  
 控除した金額を記入し、翌期繰越分は記入しない。

別表6(1)「6の③」を正しく移記しているか。  
 次の金額は、所有期間による調整後の金額となる。

- 公社債の利子等
- 利益の配当及び剰余金の分配
- 証券投資信託の収益の分配

「1」の金額のうち、次の金額に係るものの合計額か。  
 ①利子等 ②配当等 ③割引債償還差益

「1」の金額のうち、次の金額に係るものの合計額か。  
 ①匿名組合契約に基づく利益の分配  
 ②芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金  
 ③馬主が受ける競馬の賞金

普通法人の場合の限度額は、別表1(1)「12」-「13」による。

この欄が0又はマイナスとなる場合は、「7」、「8」欄の記載は不要である。

- 別表1(1)「43」に移記する。
- 次の金額で構成される。
  - ①当期の所得税の額「1」のうち、利子配当等以外分
  - ②当期の所得税の額「1」のうち、利子配当等に係るもので控除限度額以内の金額
  - ③前4年以前繰越超過額
  - ④前3年以内繰越超過額のうち、当期限度余裕額により充当される金額

**「参考」**  
 利子等とは  
 ・公社債利子 ・預貯金利子 ・合同運用信託の分配 ・公社債投資信託の分配  
 配当等とは(みなし配当を含む)  
 ・利益の配当 ・剰余金の分配 ・基金利息  
 ・利息の配当等 ・証券(除く公社債)投資信託の収益の分配

法人税の額から控除する所得税の額の計算に関する明細書

円  
 本年

		当期の所得税の額(別表六(一)「6の③」)	1	→ *	
法人税の額から控除する所得税の額の計算に関する明細書	普通	内訳	利子・配当等に係る所得税の額	2	→ *
			その他	3	→ *
			(1)-(2)		
税用分の額	繰越	控除	所得税額控除限度額 (別表-(「12」-「13」, 別表-(「12」-「13」又は別表-(「7」-「9」)	4	* ↑
			(2)のうち当期控除額 (2)と(4)のうち少ない金額)	5	
			前3年以内繰越所得税額控除限度超過額の控除限度額 (4)-(5)	6	* ↑
			前3年以内繰越所得税額控除限度超過額 (33の①)	7	
			同上のうち当期控除額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8	
控除額	繰越	控除	前4年以前繰越所得税額控除限度超過額 (34の①)	9	
			当期控除額 (3)+(5)+(8)+(9)	10	* ↑
繰越所得税額控除限度超過額を有する適用年度後の事業年度の計算	繰越	控除	当期分	11	*
			前3年以内繰越超過額	12	*
			前3年以内繰越超過額の控除限度額の計算 (別表-(「12」-「13」, 別表-(「12」-「13」, 又は別表-(「7」-「9」)	13	*
			(13)-(12) ・マイナスの場合は0	14	*
			前3年以内繰越所得税額控除限度超過額 (33の①)	15	* ←
			同上のうち当期控除額 (10)と(15)のうち少ない金額)	16	*
			前4年以前繰越所得税額控除限度超過額 (34の①)	17	*
			当期控除額 (11)+(16)+(17)	18	*

# 利子、配当等の源泉所得税の還付繰延べ制度の新設

## 制度の概要

法人が支払を受ける利子等、配当等及び割引債の賞還差益について源泉徴収された所得税のうち、その事業年度の法人税額から控除しきれなかった部分については、翌事業年度以降の法人税額から4年間にわたり繰り越して控除することとし、この期間内に控除しきれなかった部分の金額、4年目に全額還付することとされました(措置法68の2)。

業 度	法人名	別表六(一)付表			
法人税の額から控除する所得税の額の計算	* ←	当期の所得税の額 (1)	19		
		繰越超過額の総額	前3年以内 (33の①)	20	
			前4年以前 (34の②)	21	
		計 (20+21)	22		
		当期控除額 (19+22)	23		
その他の事業年度に該当し	*	当期控除額 (1)	24		
翌 期 繰 越	事業年度	当期の利子・配当に係る所得税の額又は前期からの繰越額	当期控除額	翌期繰越額 ①-②	
		①	②	③	
所 得 税 額 の 控 除 限 度 超 過 年 限 の 計	当期 (適用年度)	25	(2) 円	(5) 円	円
	昭 . . .	26			
	昭 . . .	27			
	昭 . . .	28			
	昭 . . .	29			
	昭 . . .	30			
	昭 . . .	31			
	昭 . . .	32			
	計	33		(8),000又は120	
	計	昭 . . .	34		(9),000又は120
合計 (25+33+34)	35				

60年4月1日以後に終了する年度か。

○繰越超過額を有する法人について、次の事由が発生した場合に、その発生日を含む年度において適用する。  
 ①解散  
 ②会社更正法の規定による更生手続開始の決定  
 ③商法の規定による整理開始の命令  
 ④和議法の規定による和議開始の決定  
 ⑤破産法の規定による破産の宣告  
 ⑥営業の全部の相当期間の休止又は譲渡  
 ○「事由」欄には、上記の事実を簡記する。

○当期の所得税の額と繰越超過額のすべてを控除できる。  
 ○別表1(1)「43」に移記する。

○還付繰延制度の適用がない年度(次に掲げる年度「解散事業年度等」をいう。)において記入する。  
 ①解散の日を含む年度  
 ②清算中の年度  
 ③「19~23」欄に係る事由のうち、②~⑤に係るものの発生があった法人のその発生日からその事実の終結の決定の日等までの期間を含む年度  
 ④営業の全部の相当期間の休止又は譲渡の日を含む年度

○別表1(1)「43」に移記する。  
 ○当期の所得税の額「1」がすべて控除できる。

65年4月決算まで記載不要

(注) 太枠は、60年4月以降最初に終了する年度において記入を要する欄を示す(「24」欄は、解散事業年度等に該当する場合)。

## 仕入計上の機械は償却費もダメ

### 原材料仕入先からの機械購入に注意

#### 調査官はここを否認した

A社は、金属製品の製造業を営む法人である。仕入先X社からは原材料を仕入れているが、前期、たまたま同社から自社製品製造のための機械（耐用年数10年）を500万円で購入した。仕入先からの機械購入であったため、決算においても、そのまま原材料の仕入れとなっていた。

ところが、税務調査において機械代金500万円の仕入計上額の総額を否認された。

#### なぜ否認されたか

事例の場合は、当初から減価償却資産として購入したものを誤って仕入れとして処理していたものです。

このほかにも、次の例のように当初は商品として仕入れたものを自社使用の減価償却資産として利用したために、本来、固定資産として計上しなければならないものまで、仕入れのまま一時の損金となっている例があります。

- (1) 建築会社が仕入れた建築材料のうちから自社の車庫、飯場などを建築したが、減価償却資産に計上しなかった場合。
- (2) 販売会社が仕入れた事務機器を自社の事務用備品としたが、資産に計上しなかった場合。

ところで、減価償却資産について、その減価償却費は毎期の損金に計上することができますが、事例のように仕入れのまま処理した場合は、その仕入れの処理が否認されるばかりでなく、当期の減価償却費も認められないこととなります。

というのは、本来、減価償却費の計上は、法人の意思に任されていますので、これを計上するためには、償却費の科目で経理する必要がありますが、減価償却資産の観入を仕入れで処理したことは、償却費の科目で経理したこととにならないからです。

なお、固定資産に含めるべき費用で、次のようなものは「償却費として損金経理した金額」とされま  
す（基通7-5-1）。

- (1) 付随費用
- (2) 圧縮限度超過額
- (3) 修繕費に経理した資本的支出
- (4) 少額な減価償却資産（おおむね30万円以下）または耐用年数が3年以下の減価償却資産の消耗品費等

そこで、これらの指摘を受けないようにするためには、①社内を見回って新しい資産について固定資産に計上されているかどうかを確認する②取引先別に月別仕入高の推移をみて、仕入高の異常な月分に固定資産の購入が含まれていないかどうかを確認することなどがが必要です。

その他、仕入れの非違事例としては次のような例が多くみられます。

- (1) 商品の品質不良、損傷などの理由で仕入先へ返品することがよくありますが、返品の際、発行する返品納品書（通称「赤伝」）が翌期になって経理に回付されたため、仕入れが過大計上となっていた事例。



(2) 仕入先へ支払った前渡金を、その支出したときに仕入計上していた事例。

## アドバイス

- ① 月別仕入高の異常に多額な月に固定資産の購入などが入っていないか。
- ② 前渡金や予約金などを支出したとき、誤って仕入に計上していないか。
- ③ 翌期分として編てつされている返品納品書のうちに、当期の仕入れから減額すべきものはないか。
- ④ 1台10万円未満の減価償却資産は、使用したときに全額損金にできる(令133)。

## 用途変更の模様替えは資本的支出

### 誤りやすい減価償却費の計算

#### 調査官はここを否認した

〈ケース1〉 A社は、事務所が手狭となったため、倉庫の一部を事務所に改造し、その費用300万円は修繕費として計上した。

税務調査において、事務所の改造は資本的支出になるので、当期の減価償却費相当分(事業に供した期間6ヵ月)12万7,000円を除き損金計上を否認された。

〈ケース2〉 B社は、期中において社宅用として、マンションを購入したが、その代金2,500万円は建物勘定として計上し、この際、仲介業者へ支払った手数料100万円は雑費勘定で処理した。

税務調査において、①建物勘定(減価償却資産)とした2,500万円のうちには、そのマンションの土地の共有持ち分500万円が含まれていたため、当期の減価償却費の一部が否認され、また②雑費勘定とした仲介手数料100万円も雑費勘定を否認され、建物および土地の取得価額に算入された。

#### なぜ否認されたか

法人がケース1のような支出をした場合において、資本的支出に該当するか、修繕費に該当するかはその支出の結果、①固定資産の使用可能期間が延長したか、または②固定資産の価額が増加したかによって判定されます。

しかし、事務上は資本的支出と修繕費の区分について判定が困難な場合が多いことから、具体的には、次の場合には、明らかに資本的支出に該当することとされています(基通7-8-1)。

- (1) 建物の避難階段の取り付等物理的に付加した部分に係る費用の額。
- (2) 用途変更のための模様替え等改造または改装に直接要した費用の額。
- (3) 機械の部分品を特に品質または性能の高いものに取り替えた場合のその取り替えに要した費用の額のうち、通常の取替えの場合に要すると認められる費用の額を超える部分の金額。

そこでケース1の場合、事務所に改造したことは前記(2)の用途変更のための模様替えであり、資本的支出と判断されたものです。

償却費が損金と認められるためには、原則として「償却費として損金経理」をする必要がありますが、「償却費」の科目でなく、この事例のように修繕費とした場合も「償却費として損金経理」に含まれることとされています。

従って、資本的支出とされた300万円のうち、その支出した事業年度の償却費相当分127,000円は損

金と認められます。

次に、ケース2のように土地と建物を、それぞれいくらという契約をしないで、一括して購入した場合は、その購入価格を合理的な方法で土地と建物に区分しなければなりません。

例えば、次に掲げる区分方法は合理的な方法と考えられます。 ています。

- (1) 土地、建物のそれぞれの時価を基準として区分する。
- (2) 建物の価額として相当と認められる金額を取得価額から差し引いて、残りを土地の価額として区分する。

ケース2の場合、取得価額の全額(2,500万円)を建物勘定として減価償却を行っていたものですが、マンションの取得価額から土地の価額(共有持ち分500万円)を控除して償却費を計上しなければなりませんので、償却費超過額として否認されたものです。

また、仲介手数料についてはマンション購入のための付随費用であり、その取得資産である土地、建物にあん分して加算しなければなりません。この場合においても、建物勘定にあん分した部分についての償却費相当分は損金として認められます。

### アドバイス

- ① 修繕費として処理したもののうちに、明らかに資本的支出となるものは含まれていないか。
- ② 土地付マンションの土地と建物の区分は合理的か。
- ③ 固定資産の取得のための借入金利息、登録の際の租税公課は、固定資産に含めないことができる。
- ④ 省令に定める耐用年数は、改正されることがあるので毎年確認する必要がある。



「〈大蔵財務協会〉否認項目集より」

## この社会

あなたの

税がいきている

Taxes are what we pay for a civilized society

税を知る  
週間



11月11日  
～ 17日

税金は社会共通の費用をまかなう会費です

東 京 国 税 局

# 昭和60年度 税を知る週間（行事予定表）

（11月）

月 日	時 間	行 事 名	主 催	実 施 場 所	対 象 者
11 (月) } 12 (火)	10:00 } 17:00	暮らしの中 の間接税展  税務相談	間税協力会	大丸町田店	一 般
13 (水)	14:00 }	納税表彰式	署	市民ホール	関係民間団 体等
14 (木)	14:00 } 16:00	公 開 講 演 会	講師 勝部領樹 (NHKニュースキャスター) 法 人 会	ラポール 千 寿 閣	一 般  200名
14 (木)	10:00 } 16:00	街 頭 税務相談 (風船配付)	署 (親西会・小売酒販)	小田急町田 駅東口広場	一 般
14 (木)	9:00 } 16:00	税務相談	署	署小会議室	一 般
16 (土) } 17 (日)	10:00 } 16:00	街 頭 税務相談 (風船配付)	税理士会	まちだ東急 前広場	一 般
11 (月) } 16 (火)	8:30 } 17:00	小・中学生 の書道展	署	署 内	来 署 者

〈ガン〉が死亡原因の1位になったのは、昭和56年でした。その後も〈ガン〉による死亡者は増え続け、2位の脳卒中との差は広がる一方です。厚生省の人口動態統計によれば昭和59年の〈ガン〉死亡者は18万2280人、明治33年（1900年）にはわずか2万324人でしたから、80年余りの間に8倍以上という大変な勢いで増加しています。

著名人のなかにも〈ガン〉で命を落した人がたくさんいます。最近でも「王様と私」「荒野の七人」などで名演技をみせたユル・プリンナーが肺ガンでなくなってますし、日本でも作家の川上宗薫、女優の夏目雅子が、〈ガン〉で亡くなったのは記憶に新しいところです。

このように最も恐しいと思われる〈ガン〉ですが一方では診断・治療技術の進歩により〈ガン〉患者の5年生存率は昭和37年に35%だったものが最近では50%になっています。つまり2人に1人は治る時代になったのです。早期に発見すればほぼ100%助かるといわれ、もはや〈ガン〉は不治の病とはいえなくなりました。

それでは〈ガン〉を予防する方法はないのかということになります。〈ガン〉の原因や発がん機構のメカニズムが解明されていない現在では悪いと思われる生活習慣や食生活を改善していくことしか予防の方法はありません。

また、〈ガン〉という病気でもう一つ予防に心がけなければならないことがあります。それは万が一に備えての経済面での予防です。〈ガン〉は現在では治る病気の一つになってきました。ところがそれには長期の入院が必要になってきているのです。〈ガン〉という病気は患者と家族に物心両面からの大きな負担がかかってきます。せめて経済的な備えをしておくことも〈ガン〉予防のひとつの手段ではないでしょうか。

法人会ではがん保険も厚生制度としてとりあげてます。保険料も50才で1ヶ月2720円と安く、がんで入院した際には1ヶ月45万円が入院中ずっと支給されるというもので企業防衛の見地から加入しておくのも一つの手でしょう。

**新がん保険は〈がん〉による入院時の経済保障をします。**

- 法人が契約者となった場合の保険料は損金扱いされます。
- 法人会会員の皆さまは、集団取扱契約ができます。
- 入院日数および入院の回数に制限なくお支払いします。また、保険料は契約時の年齢で決まり、以降終身変わりません。

	135万円コース		90万円コース		45万円コース	
	ご本人	家族契約のご家族 子供特約のお子さま	ご本人	家族契約のご家族 子供特約のお子さま	ご本人	家族契約のご家族 子供特約のお子さま
入院給付金(月額)	135万円	90万円	90万円	60万円	45万円	30万円
在宅療養給付金 (1限院当り)	60万円	45万円	40万円	30万円	20万円	15万円
死亡の場合 (65歳未満の場合)	450万円	300万円	300万円	200万円	150万円	100万円
契約年齢35歳の 保険料 (月額)	4,140円	5,730円	2,760円	3,820円	1,380円	1,910円
契約年齢55歳の 保険料 (月額)	10,230円	13,290円	6,820円	8,860円	3,410円	4,430円

※死亡保険金は、65歳以上の方の場合、半額となります。子供特約保険料は、個人契約の月々の保険料に135万円コース150円、90万円コース100円、45万円コース50円を加算してください。(お子さまの人数、契約年齢に関係なく一律。)

**法人会厚生制度**  
終身保障  
無配当 **新・がん保険**



お問合せ・お申込は  
または、  
アメリカンファミリー生命保険会社  
TEL 0426-44-0371まで

あなたの会社の福利・厚生制度は万全でしょうか。人は企業の財産。万が一に備え社員の方に、大きな安心をご準備ください。

前略、社長殿。



税を知る週間協賛

NHKテレビNC9・NHK特集キャスター  
でおなじみの……

# 勝部領樹氏

- 期 日 11月14日(木)
- 会 場 ラポール千寿閣
- 時 間 午後2時～4時

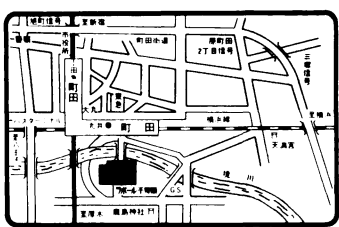
講演

## 演 題 10年後をどう読みとるか ～番組の舞台裏から～

講師 NHKニュースキャスター  
**勝部領樹氏**

### プロフィール

- 昭和29年 青山学院大学英米文学科卒業、NHK（日本放送協会）入局（放送記者）
- 昭和34年 東京社会部記者のちデスク。
- 昭和52年 「ニュースセンター9時」キャスター、この間南極テレビ中継の取材団長。
- 昭和54年 「NHK特集」キャスター。
- “石油”“原子力”“食糧”“先端技術”で世界各地を取材。
- 昭和60年 “その日（THE DAY）1995日本”総合キャスター。



ラポール 千寿閣 相模原市上鶴間2800 TEL.0427(22)1165(代)

**参加無料**

お誘い合せの上、  
お気軽にご出席下さい。

※お問い合わせ先  
(社)町田法人会 (26)2453・4132

**主 催 社 団 法 人 町 田 法 人 会**  
**協 賛** 町田青色申告会・東京税理士会町田支部  
 東京小売酒販売組合町田支部  
 町田納税貯蓄組合連合会  
 町田親酉会・町日間税協力会



# (社) 町田法人会 事業計画表

9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
					中級簿記講座 PM6:00					町田南地区 PM2:00		中級簿記講座 PM6:00	婦人部会講演 PM1:00		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	町田北地区 中央・北地区 研修会 PM2:00		青年部会 中級簿記講座 PM1:00 PM6:00	新設法人 PM1:30				説明会 PM1:30		南地区 中級簿記講座 PM2:00 PM6:00					

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
		婦人部会 親睦 研修会 AM7:15	中級簿記講座 PM6:00	鶴川地区 研修会 PM2:00			忠生地区 研修会 PM2:00				中級簿記講座 PM6:00			堺地区 研修会 PM2:00	合同 研修会 PM5:30
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	中級簿記講座 PM6:00	新設法人 PM1:30			説明会 PM1:30										

## 9月 行事内容

5日	PM 6:00	中級簿記講座	社会福祉協議会
10日	PM 2:00	町田南地区研修会	国際証券町田支店
12日	PM 6:00	中級簿記講座	社会福祉協議会
13日	PM 1:00	婦人部会講演研修会	町田税務署会議室
17日	PM 2:00	町田中央・北地区研修会	城南信金会議室
19日	PM 1:00	青年部会税務研修会	町田税務署会議室
"	PM 6:00	中級簿記講座	社会福祉協議会
20日	PM 1:30	新設法人説明会	町田税務署会議室
24日	PM 1:30	決算法人説明会	"
26日	PM 2:00	南第一・第二地区研修会	横浜銀行成瀬支店会議室
"	PM 6:00	中級簿記講座	社会福祉協議会

## 10月 行事内容

2日	AM 7:15	婦人部会親睦研修会	甲府、勝沼
3日	PM 6:00	中級簿記講座	社会福祉協議会
4日	PM 2:00	鶴川地区研修会	横浜銀行鶴川支店会議室
7日	PM 2:00	忠生地区研修会	忠生市民センター
11日	PM 6:00	中級簿記講座	社会福祉協議会
14日	PM 2:00	堺地区研修会	堺市民センター
15日	PM 5:30	合同経営研修会講師 加茂隆康氏	町田市民ホール
17日	PM 6:00	中級簿記講座	社会福祉協議会
18日	PM 1:30	新設法人説明会	町田税務署会議室
21日	PM 1:30	決算法人説明会	"

11月行事予定表	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
											税	を	知	る	週	新設法人説明会
														講演会 PM4:00	PM1:30	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
			決算法人 PM1:30	説明会 年末調整事務 PM1:30	〃	〃	〃			年末調整事務 PM1:30		年末調整事務 PM1:30				

12月行事予定表	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
													新設法人 PM1:30				
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	説明会 決算法人 PM1:30																

11月 行事内容

14日	PM 4:00	講演会 講師 勝部領樹氏	千寿閣
15日	PM 1:30	新設法人説明会	町田税務署会議室
18日	PM 1:30	決算法人説明会	〃
19日	PM 1:30	年末調整事務等説明会	町田市役所
20日	PM 〃	〃	八千代信用金庫南町田支店
21日	PM 〃	〃	忠生市民センター
22日	PM 〃	〃	横浜銀行鶴川支店会議室
25日	PM 〃	〃	町田市役所
27日	PM 〃	〃	〃

12月 行事内容

13日	PM 1:30	新設法人説明会	町田税務署会議室
16日	PM 1:30	決算法人説明会	〃
公開経営セミナー			未 定

■年間行事計画の一部 9月・10月・11月・12月の計画予定表です。



### 退職に際してご挨拶

村田 進

「光陰は矢の如く」とか申しますが、昭和50年3月20日(社)町田法人会の事務局長として就任致しまして、この8月20日で、10年と5ヶ月、多忙な毎日でしたが、私なりに会員の皆様に少しでもお役にたてればとの意気込みで過して参りました故かこの10年、殆んど病気もせず大過なく過させて頂きました事は、町田法人会の役員各位はじめ、会員の皆様の大きなご支援とご指導ご協力の賜ものと深く感謝申しあげる次第でございます。

顧りみまして慙愧に耐えなく存じますことは、

私の浅学故役員各位と会員の皆様にいろいろな面でのご要望に応えることが出来ずむしろご迷惑のみおかけ致しましたことを深くお詫び申し上げます。

なお私の後任として新進気鋭の高屋浩一氏が事務局長としてご就任になりましたので私以上のご支援をお願い致し、最後に三橋会長はじめ役員各位並びに会員各位のご健勝と町田法人会の益々のご隆盛と会員企業のご発展を祈念致しご挨拶にかえさせていただきます。



### 事務局に入って

高屋 浩一

35年間の税務職員としての生活に終止符を打ち、このたび当会にお世話になることになりました高屋でございます。今まで間税事務一筋の人生でしたので、私としては若干のとまどいもありますが、税界のふんい気は多少なりとも理解しておりますので、なんとか頑張って仕事をして行きます。

今後は、会の事業目的等がスムーズに進行できますよう、極力努力し、会員の方々に親しまれるよき事務局であるようにしたいと思っておりますので、会員のみな様方のご支援、ご指導をお願い致します。

### 事務局職員について

本年の8月12日より、若い「垣江みゆき」が常勤職員として勤務していますが、去る10月20日付をもって、「宮川貴美子」が退職しましたので、その補充として、12月1日より、若き男性である「松本悟」が勤務することになっております。従って事務局もいっきよに若がえります。よろしくお願いいたします。

## 「発足15周年記念キャンペーン」

### 法人会の経営者大型総合保障制度

わが国の生命保険には数多くの種類がある事は既にご承知の通りです。ポピュラーな養老保険、何倍保障という名称で呼ばれている定期付養老保険、貯蓄を主体とした貯蓄保険などがありますが、近年特に脚光をあびているのが安い掛金（大団体料率）、幅広い保障（生・損保セット商品）、掛金は全額損金扱の法人会経営者大型総合保障制度です。経営者や役員、幹部社員が在職中に病気や事故により、入院や死亡などの事態にあわれた場合、企業を存亡の危機から守り、事業が滞りなく継続できるよう設計された制度で全国で14万社、33万人の加入者のご利用を頂いています。法人会独自の制度として発足15周年を記念して一層の普及推進のキャンペーンを展開しておりますのでご加

入、ご利用をお勧めします。なお、詳細は委託会社大同生命町田支店（電22-5756）又は法人会へご連絡下さい。

〔特色〕

- 最高3億円（1億5,000万円コース）の大型保障です。
- 継続して8日以上病気入院・付添看護に対する保障から、事故による入院・休業・通院保障など給付内容は充実しています。
- 将来も安心できる自動更新制を採用しています。
- 地震などの天災による事故、海外での事故も保障します。
- 保険料は団体料率を適用していますので割安です。

## にせ税務署員等の

### 被害を予防しよう！

税務署員を装って、会社に対し取引先や特定商品の売上状況等について照会し企業秘密を探る、いわゆる「にせ税務署員」が相変わらず後を断ちません。

また、新設法人に対し、税務署又は法人会に関係があるかのような巧みな口ぶりで、価値のほとんどない税金関係のパンフレット類を多額の購読料で売りつける、いわゆる不良業界誌による被害もあります。

これは、少なくとも雑誌等を送付しているため詐欺として告発することがむづかしく、それが不良業界誌をばびこらせる一因となっているようです。

不審な者があらわれましたら、すぐ税務署及び法人会にお問い合わせ下さい。

（社）町田法人会

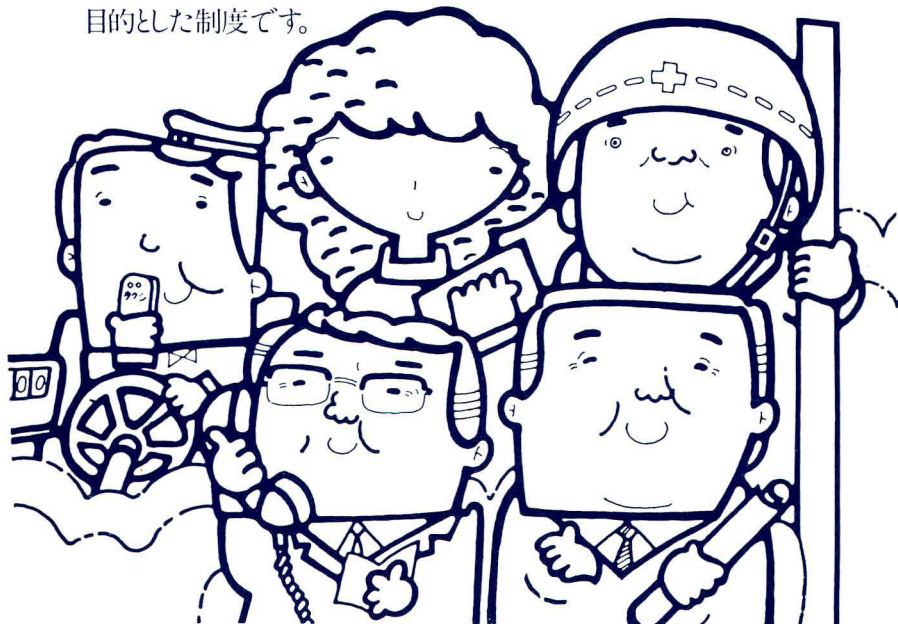
（二六）二四五三

四一三二

従業員の退職金制度の充実に……

## 東法連特定退職金共済制度

従業員の福利厚生をはかって勤労意欲をたかめ  
人材を確保して事業の安定成長をはかることを  
目的とした制度です。



### この制度のすぐれた特色

- ★掛金は1人月額16,000円まで全額損金(必要経費)処理できます。
- ★将来支払うべき多額の退職金を月々わずかの掛金で計画的に準備できます。
- ★従業員の定着とその安定を計り、企業の発展に役立ちます。
- ★掛金は1口1,000円から最高16口16,000円まで。

〈過去勤務期間通算制度〉※新規加入事業所のみ適用されます。

### 採用のメリット

1. 被共済者の過去勤務期間を通算することにより、さらに充実した退職金制度が確立できます。
2. この取扱いによる掛金(過去勤務掛金)は全額が損金または必要経費に計上できます。

お問い合わせは……

### (財)東法連特定退職金共済会

〒160 東京都新宿区坂町13-4・全法連会館内  
電話(03)357-1641

取扱会社

### 大同生命保険相互会社

町田支社  
〒194 東京都町田市町中町2-2-5  
電話(0427)22-5756・2810